

水道施設管理業務

委 託 仕 様 書

奈良県広域水道企業団 宇陀事務所

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務委託仕様書は、奈良県広域水道企業団（以下「委託者」という。）が管理する水道施設の運転管理を円滑に行い、水道施設の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、水道施設管理業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、水道施設の機能が充分発揮できるよう、本業務委託仕様書のほか、契約書及びその関係書類等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

(業務の範囲)

第3条 業務委託の範囲、頻度及び業務内容は、本仕様書及び特記仕様書のとおりとする。

(業務管理)

第4条 受託者は、常に善良なる管理者の責任を持って、業務を履行しなければならない。

- 2 受託者は、水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、水道施設の点検に精通するとともに、業務の履行に当たって常に問題意識を持って当たり、創意工夫をし、設備の点検に努めること。
- 3 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えると共に、常にこれに対処できるように体制を確保し、詳細を業務計画書に記載するものとする。
- 4 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

(従事者の届出)

第5条 受託者は、従事者の職種、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）を記載した従事者選任届を届け出ること。また異動もしくは変更のある場合も同様とする。

(有資格者の基準)

第6条 受託者は、本業務の履行に必要な有資格者を確保しなければならない。また、有資格者の基準は特記仕様書に記載するとおりとする。

(業務履行計画書)

第7条 業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること。
業務方針及び業務の概要
- (2) 現場組織に関すること
現場組織表、業務分担表、緊急事態体制表
- (3) 業務工程に関すること
年間業務工程表、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること
業務要領、設備点検基準(周期・項目など)
- (5) 各種報告様式
- (6) その他必要な事項

(業務計画書及び月間業務報告書等)

第8条 受託者は巡回施設一覧表に基づき、あらかじめ委託者と協議し、本仕様書及び特記仕様書に帰する諸事項を踏まえて作成した業務計画書を提出しなければならない。

2 受託者は業務計画書に基づき業務を進行し、月間業務報告書を提出しなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

第9条 受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等は、委託者が貸与するものとする。

2 貸与品については台帳等を作成し、その保管状況を常に把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(従事者の服装等)

第10条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(水道施設の一般管理)

第11条 受託者は、業務の実施中、水道法、規則及び基準等の関係法令を遵守し、水道施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合わせ、協議を

行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

(緊急時の措置)

第12条 受託者は、豪雨、台風、地震、濁水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障が生じた場合には、その情報を委託者に報告を行い、対応等を協議しなければならない。なお、緊急時の運転等について委託者が指示した場合は、委託者の指示に従い、運転方法の変更や対応措置を行うものとする。

(故障時の対応)

第13条 受託者は、施設、設備、機器類に故障、異常が発生した場合は、直ちに調査、点検、可能な限り復旧（仮復旧）を行うこと。また、委託者に故障内容等について報告を行わなければならない。なお、対応が困難な場合には委託者に連絡し、指示を受けるものとする。

(責任者の選任及び職務)

第14条 受託者は現場代理人（業務責任者）を選任し、委託者に届け出るものとする

2 業務責任者は、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止につとめること。なお、設備及び管理状況を把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保につとめること。

第2章 業務範囲と業務内容

(業務範囲)

第15条 業務上の主な内容は次のとおりとし、本条以降に記すほか、特記仕様書に記載するものとする。

1 点検及び維持管理業務

- (1) 水道施設の巡視点検（別表1参照）
- (2) 薬品補充（次亜塩素、PAC、苛性ソーダ）
- (3) 軽微な修繕
- (4) 各浄水場における急速ろ過設備・緩速ろ過設備の洗浄・清掃に関する業務補助（別表2参照）
- (5) 各浄水場における取水施設（設備）の清掃に関する業務（別表2参照）
- (6) その他必要な業務

(業務管理)

第16条 受託者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 完成図書等貸与品の管理
- (4) その他必要な業務

(就業形態)

第17条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

業務名称	就業形態
(1) 巡視点検業務	昼間 8:30～17:15
(2) 維持管理業務	業務計画書による
(3) 緊急時	必要の都度

2 委託者の休業日（年末年始、土日祝祭日）にあたる前項の業務時間については受託者において行うものとする。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第18条 受託者は業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 着手届
 - (2) 現場代理人選任届（経歴書、資格証明書を含む）
 - (3) 業務履行計画書（業務概要、現場組織、業務工程、業務方法など）
 - (4) 業務従事者一覧表
 - (5) その他必要な書類
- 3 定期報告書類
 - (1) 業務報告書（日報・月報）
 - (2) 勤務予定表
 - (3) 点検予定表
 - (4) その他必要な書類
- 4 契約完了後速やかに提出する書類
 - (1) 業務完了届
 - (2) その他業務完了に必要な書類
- 5 随時提出する書類
 - (1) 借用願
 - (2) 水道法に基づく健康診断書（細菌検査証明書）
(水道法第21条および水道法施行規則第16条による)
 - (3) その他必要な書類
- 6 その他委託者が要求するもの

第4章 その他

(経費の負担)

第19条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自ら業務履行上で直接的に必要な事務費及び点検等に必要経費とし、特記仕様書に定めるものとする。

(責任)

第20条 契約期間中に生じた点検誤操作による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替もしくは、補償等により解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りでない。

(雑則)

第21条 本業務委託仕様書に明記されていない事項であっても、管理業務上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

(疑義)

第22条 本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方協議の上、定めるものとする。

(委託期間開始に伴う業務引継ぎ)

第23条 受託者は、本業務に支障が生じることが無いよう、落札決定日から令和8年3月31日までの間に、受託者の負担と責任において、委託者が指定する者より対象施設・設備の運転管理及び保安全管理に係る業務引継ぎを受けなければならない。尚、この間の業務委託料の支払いは発生しないものとする。

(委託期間終了に伴う業務引継ぎ)

第24条 受託者は、本業務を他の者に引継ぐ必要が生じた場合は、本業務に支障が生じることが無いよう、本契約期間中に引継期間を設け、委託者が指定する者に対象施設・設備の運転管理及び保安全管理に係る業務引継ぎを誠実に行わなければならない。業務委託期間内に契約が解除された場合も同様とする。

- 2 受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成すること。
- 3 受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に最大限協力すること。
- 4 引継ぎに係る費用は、受託者の負担とする。

- 5 委託者が引継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても受託者は無償で引継ぎを行うものとする。

水道施設管理業務

特 記 仕 様 書

奈良県広域水道企業団 宇陀事務所

1. 業務委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

2. 業務内容等

業務内容、業務範囲、点検頻度については、本特記仕様書及び別表によるものとする。

(巡視点検等業務概要)

水道施設の巡視点検業務は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に記載されている各施設の巡回点検を、1回/週以上おこなうものとする。
- (2) 巡視点検の際には以下に記載の事項をおこなうものとする。
 - ① 機器及び施設全体における損傷、亀裂、漏洩、錆び、臭気及び異音等の確認
 - ② 機器及び設備の作動確認
 - ③ 機器及び計器が示す流量、濁度、電流、圧力等数値の確認
 - ④ 残留塩素濃度、PH等水質値の確認
 - ⑤ 水質計器の日常的な点検清掃及び調整
 - ⑥ 軽微な修繕
 - ⑦ その他巡回点検作業に必要なこと
- (3) 点検等業務中に設備異常等があれば、委託者へ連絡し、書面及び写真等で報告を行うものとする。
- (4) 委託者は、必要に応じて遠隔監視用タブレットを受託者に貸与する。

(薬品補充業務概要)

水道施設への薬品補充業務は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受託者は、次の薬品等の貯蔵管理について、貯留期間、注入量、室温等に留意した上で、薬品補充をおこなうこと。
 - ア 次亜塩素酸ナトリウム
 - イ ポリ塩化アルミニウム (PAC)
 - ウ 苛性ソーダ
- (2) 貯蔵量を記録し月報で監督員に報告すること。
- (3) 薬品の注文等の受入に関する手続きは委託者が行うが、運搬、補充、注入機切替等は受託者が行うこと。但し、薬品運搬容器については、委託者が準備し、受託者に貸与するものとする。

(清掃及び維持管理業務概要)

別表2に記載されている各施設の清掃及び維持管理業務については、委託者の指示により又は施設状況確認の上適時おこなうものとする

(点検等業務報告)

点検業務等は月間業務計画書に基づき実施し、業務開始前には監督職員等からの指示を受け、毎月末には別紙施設点検報告書等により報告を行うものとする。

(業務のマニュアル化)

受託者は点検業務を行う施設の安全且つ円滑な維持管理を行うため、各施設に係るマニュアル化に努めること。

3. 有資格者等

業務委託仕様書第6条で定める業務履行上必要な有資格者とは、次のものをいう。

(1) 業務責任者の資格基準

業務責任者は、学校教育法に定める高等学校又はこれと同等以上の学校における専門学校（機械・電子機械・情報電子・化学又はこれらに類する学校）を卒業し、水道施設管理技士浄水2級資格を有し、浄水施設の保守・管理業務について5年以上の実務経験を有する者とする。

(2) 業務責任者以外の事務従事者は、下記の資格を有していること

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者資格保有者 | 1名以上 |
| ② 第2種電気工事士資格保有者 | 1名以上 |
| ③ 危険物取扱者乙種第4類資格保有者 | 1名以上 |

4. 経費の負担

受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 巡視点検用車両（4WD／軽ワンボックス）及び車両維持に係る費用。
- (2) 薬品運搬車両（4WD／軽トラック）及び車両維持に係る費用。
- (3) パソコン・各種用紙・ファイル等の事務用品。
- (4) その他、業務に必要な設備・用具・消耗品。

(別表1)		巡回施設名称			
		浄水場・受水池	取水施設	配水施設	送水施設
大宇陀地区	泉水第3受水池系	第3受水池(春日)		平尾配水池 岩清水配水池 捨生配水池 本郷低区配水池	西山加圧ポンプ場 追間加圧ポンプ場 西山第二加圧ポンプ場 春日加圧ポンプ場 本郷送水ポンプ場
	大宇陀南部浄水場系	(大宇陀)南部浄水場		黒木配水池 南部低区配水池 南部高区配水池	南部加圧ポンプ場 黒木加圧ポンプ場
	五貫山浄水場系	五貫山浄水場	五貫山取水場	岩室配水池 五貫山配水池 芝生減圧弁室	鎌河原加圧ポンプ場
菟田野地区	泉水第4受水池系	第4受水池(松井)		見田配水池 稲戸配水池 佐倉低区配水池 佐倉高区配水池 大神配水池	平井ポンプ場 東郷ポンプ場 見田ポンプ場 宇賀志ポンプ場 大熊加圧ポンプ場 大神送水ポンプ場 田原第一加圧ポンプ場 田原第二加圧ポンプ場
	岩崎浄水場系	岩崎浄水場	岩崎第一取水場 岩崎第二取水場 岩崎第三取水場	岩崎配水池 古市場配水池	大沢加圧ポンプ場 古市場加圧ポンプ場
榛原地区	泉水第1・2・6受水池系	第1受水池(西峠) 第2受水池(山路) 第6受水池(捨牧)		下井足配水池 高井配水池 小鹿野配水池 赤埴配水池 あかね台高区配水池 玉立配水池	自明加圧ポンプ 赤埴加圧ポンプ場 高井加圧ポンプ場 小鹿野加圧ポンプ場 玉立加圧ポンプ場 初生第一加圧ポンプ場 初生第二加圧ポンプ場 捨牧加圧ポンプ場
	内牧浄水場系	内牧浄水場	内牧川支流伏流水施設	内牧高区配水池	内牧高区加圧ポンプ場
	捨牧乙区浄水場系	捨牧乙区浄水場	捨牧乙区取水ポンプ場		
	諸木野浄水場系	諸木野浄水場			
室生地区	泉水第5・7受水池系	第5受水池(室生) 第7受水池(大野)		中山台PCタンク 向瀬配水池 西谷第一配水池 西谷第二配水池 長瀬減圧水槽 下出減圧水槽 古大野配水池	大野第一ポンプ場 大野第二ポンプ場 大野第三ポンプ場 緑川ポンプ場 神田加圧ポンプ場 砥取プースターポンプ場 西谷ポンプ場
	室生北部浄水場系	北部浄水場		青葉配水池 峰配水池 下笠間配水池 奥山配水池 上笠間配水池 小原配水池 川上配水池	小原加圧ポンプ場 川上加圧ポンプ場 奥山加圧ポンプ場
	室生西部浄水場系	西部浄水場		西部配水池	
	室生南部浄水場系	(室生)南部浄水場	第一取水口 第二取水口	胎中配水池	胎中加圧ポンプ場
	室生浄水場系	室生浄水場	室生取水ポンプ場	室生第二配水池 菅間出配水池	
	無山浄水場系	無山浄水場	笠間川第一取水ポンプ場	無山配水池 無山浄水池	
	黒岩浄水場系	黒岩浄水場		黒岩配水池	
	原山浄水場系	原山浄水場	原山取水ポンプ場	原山第一減圧水槽 原山第二減圧水槽	

(別表2)		急速ろ過設備／緩速ろ過設備の洗浄・清掃を行う施設	
		浄水場	
		施設名	ろ過設備等
大宇陀地区	大宇陀南部浄水場系	大宇陀南部浄水場	緩速ろ過池(砂鋤取り・補砂) 沈殿池(清掃) 着水井(清掃)
	五貫山浄水場系		取水口(清掃)
榛原地区	内牧浄水場系	内牧浄水場	沈殿池(清掃) 着水井(清掃) 取水口(清掃)
	桧牧乙区浄水場系	桧牧乙区浄水場	緩速ろ過池(砂鋤取り・補砂) 沈殿池(清掃) 着水井(清掃)
	諸木野浄水場系	諸木野浄水場	緩速ろ過池(砂鋤取り・補砂) 沈殿池(清掃) 着水井(清掃) 取水口(清掃)
室生地区	室生北部浄水場系	北部浄水場	沈殿池(清掃)
	室生西部浄水場系	西部浄水場	沈殿池(清掃) 取水口(清掃)
	室生南部浄水場系	室生南部浄水場	沈殿池(清掃) 取水口(清掃)
	室生浄水場系	室生浄水場	沈殿池(清掃)
	無山浄水場系	無山浄水場	沈殿池(清掃) 取水口(清掃)
	黒岩浄水場系	黒岩浄水場	沈殿池(清掃) 着水井(清掃) 取水口(清掃)
	原山浄水場系		取水口(清掃)

※取水口、着水井又は沈殿池に活性炭が設置されている場合は、交換及び補充を、委託者の指示のもと行う。

※ 施設点検報告書の例です。施設ごとに様式は異なります。

五貫山浄水場運転管理記録簿

令和 年度

項目	月日	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()
	時間/天気	: ()	: ()	: ()	: ()	: ()	: ()
	点検者						
PAC	貯留槽液位	ℓ					
	補充量	ℓ					
次亜塩素	貯留槽液位	ℓ					
	補充量	ℓ					
	使用量	ℓ					
原水	流量	m ³					
	濁度	度					
	PH						
	温度	°C					
膜原水濁度							
膜原水PH							
残留塩素		ppm					
処理水濁度							
①号膜ろ過装置	循環流量	m ³ /h					
	出口濁度	ppm					
	入口圧力	kg/cm ²					
	出口圧力	kg/cm ²					
	循環圧力	kg/cm ²					
	出口流量	m ³ /h					
	差圧	kg/cm ²					
②号膜ろ過装置	循環流量	m ³ /h					
	出口濁度	ppm					
	入口圧力	kg/cm ²					
	出口圧力	kg/cm ²					
	循環圧力	kg/cm ²					
	出口流量	m ³ /h					
	差圧	kg/cm ²					
③号膜ろ過装置	循環流量	m ³ /h					
	出口濁度	ppm					
	入口圧力	kg/cm ²					
	出口圧力	kg/cm ²					
	循環圧力	kg/cm ²					
	出口流量	m ³ /h					
	差圧	kg/cm ²					
処理水流量		m ³ /h					
配水池	1号水位	m					
	2号水位	m					
	配水流量	m ³ /h					
その他	原						
	配						
水処理開始		2.80m					
水処理停止		2.98m					

南部低区配水池

(令和 年度)

点検項目	日付	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
	天候	時 分[]	時 分[]	時 分[]	時 分[]
	点検者				
配水池水位	m				
配水流量	m ³ /h				
特記事項					
送水ポンプ運転	2.20m				
送水ポンプ停止	2.40m				
80.5m ³ (2池) H=2.5m					

点検項目	日付	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
	天候	時 分[]	時 分[]	時 分[]	時 分[]
	点検者				
配水池水位	m				
配水流量	m ³ /h				
特記事項					

点検項目	日付	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
	天候	時 分[]	時 分[]	時 分[]	時 分[]
	点検者				
配水池水位	m				
配水流量	m ³ /h				
特記事項					

点検項目	日付	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
	天候	時 分[]	時 分[]	時 分[]	時 分[]
	点検者				
配水池水位	m				
配水流量	m ³ /h				
特記事項					

春日加圧ポンプ場

(令和 年度)

点検項目	日付	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
	天候	時 分[]	時 分[]	時 分[]	時 分[]
	点検者				
受水流量	m ³ /h				
受水池水位	m				
送水流量	m ³ /h				
岩清水配水池水位	m				
ポンプ	A	① ②	① ②	① ②	① ②
特記事項				

点検項目	日付	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
	天候	時 分[]	時 分[]	時 分[]	時 分[]
	点検者				
受水流量	m ³ /h				
受水池水位	m				
送水流量	m ³ /h				
岩清水配水池水位	m				
ポンプ	A	① ②	① ②	① ②	① ②
特記事項				

点検項目	日付	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
	天候	時 分[]	時 分[]	時 分[]	時 分[]
	点検者				
受水流量	m ³ /h				
受水池水位	m				
送水流量	m ³ /h				
岩清水配水池水位	m				
ポンプ	A	① ②	① ②	① ②	① ②
特記事項				